

趣旨

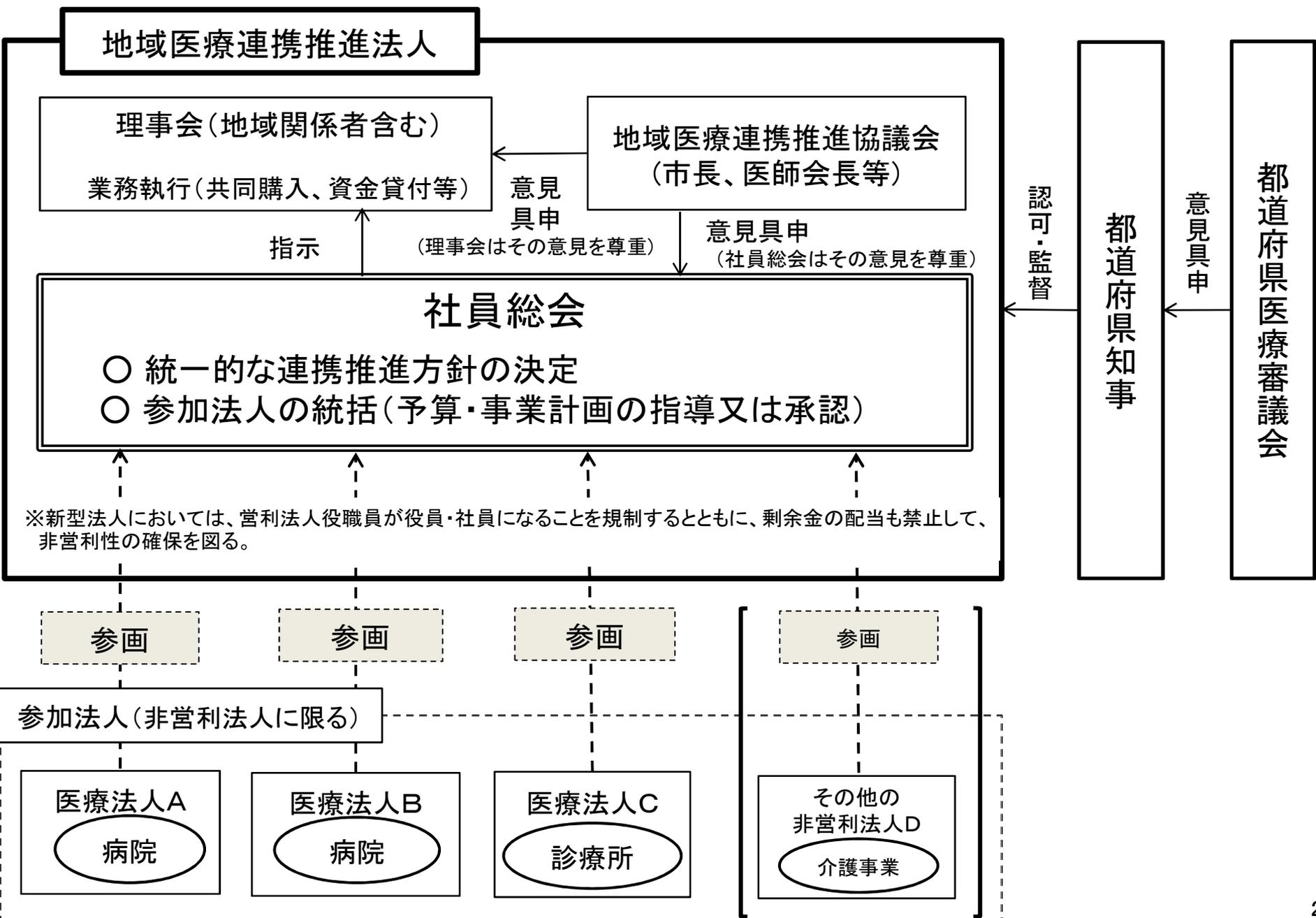
医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人(仮称)の認定制度を創設する。これにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

ポイント

※医療法改正

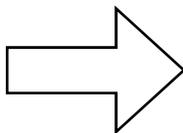
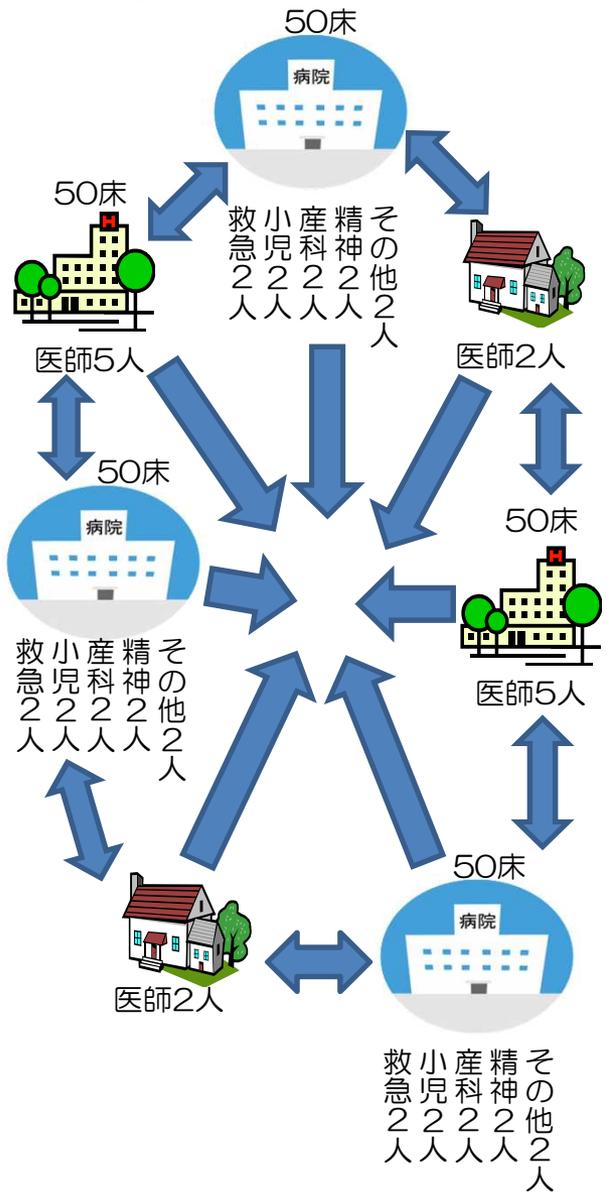
- 法人格
 - ・ 地域の医療機関等を開設する複数の医療法人その他の非営利法人の連携を目的とする一般社団法人について、都道府県知事が地域医療連携推進法人(仮称)として認定する。
- 参加法人
 - ・ 地域で医療機関を開設する複数の医療法人その他の非営利法人を参加法人とすることを必須とする。
 - ・ それに加え、地域医療連携推進法人の定款の定めるところにより、地域包括ケアの推進のために、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業を行う非営利法人を参加法人とすることができる。
 - ・ 営利法人を参加法人・社員とすることは認めない。
- 業務内容
 - ・ 統一的な連携推進方針(医療機能の分化の方針、各医療機関の連携の方針等)の決定。
 - ・ 病床再編(病床数の融通)、患者情報の一元化、キャリアパスの構築、医師・看護師等の共同研修、医療機器等の共同利用、病院開設、資金貸付等。
 - ・ 関連事業を行う株式会社(医薬品の共同購入等)を保有できる。
- ガバナンス(非営利性の確保等)
 - ・ 社員の議決権は各一個とするが、不当に差別的な取扱いをしない等の条件で、定款で定めることができる。
 - ・ 参加法人の事業計画等の重要事項について、意見を聴取し、指導又は承認を行うことができる。
 - ・ 理事長は、その業務の重要性に鑑み、都道府県知事の認可を要件とする。
 - ・ 地域医療連携推進協議会の意見を尊重するとともに、地域関係者を理事に加えて、地域の意見を反映。
 - ・ 営利法人役職員を役員・社員にしないこととともに、剰余金の配当も禁止して非営利性の確保を図る。
 - ・ 外部監査等を実施して透明性を確保する。
 - ・ 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見に沿って、認可・監督を行う。

地域医療連携推進法人制度(仮称)の仕組み(案)



地域医療連携推進法人（仮称）設立の効果・メリット（イメージ）

<法人設立前>



グループ内の
病床機能の分化・連携



急性期病院
過剰 → 適正化

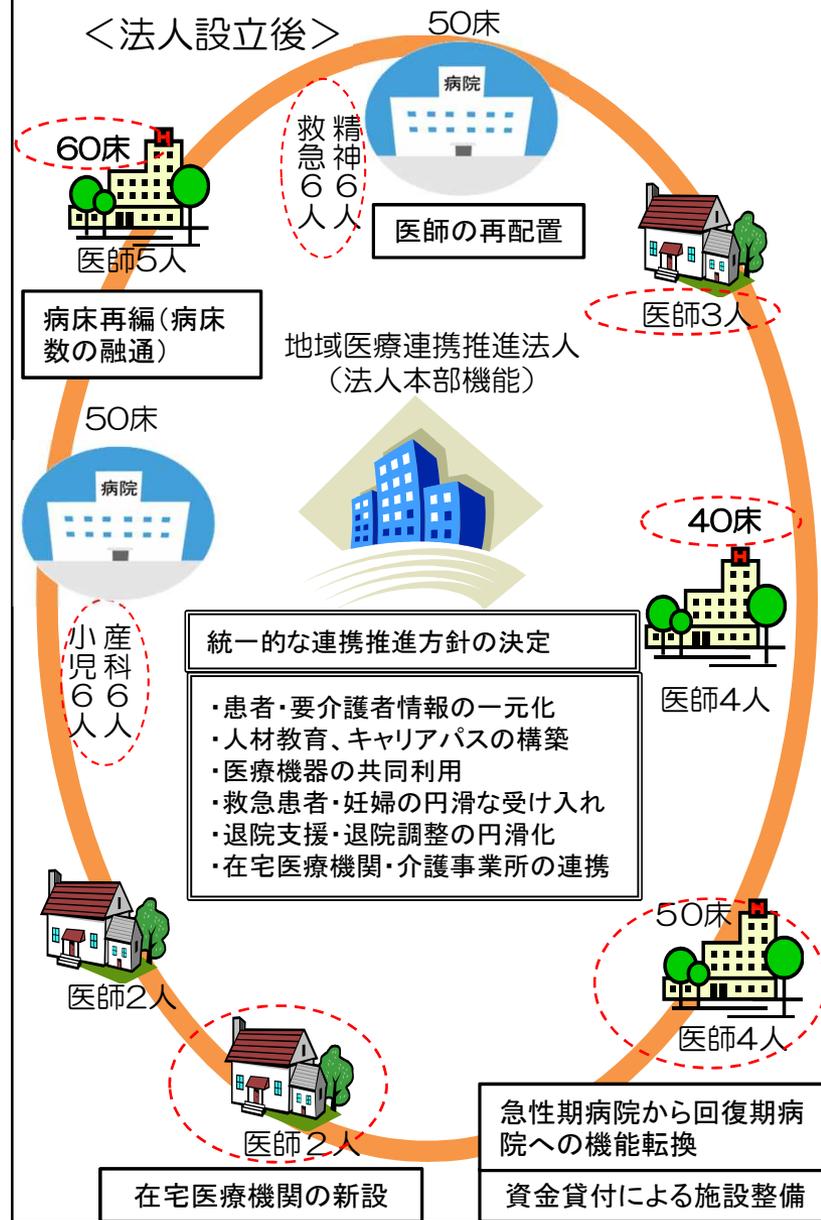


回復期病院
不足 → 充実



在宅医療機関
不足 → 充実

<法人設立後>



地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設による地方創生の取り組み(まち・ひと・しごと)

複数の病院(医療法人等)を統括し、一体的な経営を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、地域医療・地域包括ケアの充実を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢とするとともに、地方創生につなげる。

地方創生を目指して
(まち・ひと・しごと)

グループ病院の一体的経営により、経営効率を向上

しごと

- ・ブランド力による価格交渉力の獲得・共同物品購入によるスケールメリット
- ・人事の一元化による人員の適正配置
- ・在宅医療、在宅介護等に新たに進出(グループ内からノウハウ・資金を入手)
- ・資金融通によるグループとしての資金の有効活用(現行制度では医療法人の資金貸付を規制)
- ・関連事業の株式会社からの配当の獲得(現行制度では医療法人の株式出資を規制)
- ・庶務業務の統一によるコスト削減



グループとしてのブランド力
(競争力・信頼感)

- ・メイヨー・クリニックの特長
 - ・「メイヨーブランド」の確立
 - ・70医療機関のアライアンス
 - ・事業規模約9000億円
 - ・職員数約6万人

グループ病院の特長を活かして、地域医療・地域包括ケアを推進

- ・グループ病院・介護事業所の相談・紹介
- ・患者・要介護者情報の一元的把握
- ・統一カルテ等システムによる重複した検査の省略
- ・退院支援・退院調整ルールの方策
- ・訪問看護・訪問介護による在宅生活の支援
- ・救急受入ルールの策定・要介護者急変時の円滑な対応
- ・医師・看護師・介護福祉士等のキャリアパスの構築による定着率の向上
- ・人事の一元化による過疎地域への医師派遣の実施
- ・診療科(病床)の再編成
- ・在宅医療、在宅介護等に新たに進出(グループ内からノウハウ・資金を入手)

まち

ひと

しごと

※ 上記事項を実施するかどうかは各グループの決定による